

令和 7 年度渋川市定住促進県外通学学生応援事業補助金交付要領

令和 7 年 4 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市は、大学生等の経済的負担を軽減し、もって市民の定住の促進を図るため、東日本旅客鉄道株式会社等が運行する列車を利用して東京都等の大学等に通学する大学生等に対し、予算の範囲内で県外通学学生応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。	
内容	補助対象者	補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請日時時点で渋川市内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録される住所をいう。）を有し、通学定期券を利用して東京都等の大学等へ通学する大学生等とする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する者は補助対象者から除く。 （1） 市税の滞納がある者 （2） 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第1号に規定する暴力団、これに類する暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる団体の構成員若しくはこれらに関係する者 （3） 通学定期券の購入に要する経費に対して他の補助金等の交付を受けている者 （4） その他市長が不相当と認める者
	補助対象期間	補助金の交付を受けることが出来る期間（以下「補助対象期間」という。）は、東京都等に通学を開始した日の属する月から学校教育法が定める修業年限までで、定期券の有効期間が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間のものとする。ただし、補助対象期間において、補助対象者が退学、休学等の事由により通学を行わなくなったときは、その事実が発生した日までとする。
	補助対象経費	補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間において通学定期券の購入に要した経費であって、一会計年度につき下表を上限とし、購入金額が下表に示す金額未満の場合は、購入金額全額を補助する。ただし、百円未満の端数が生じた場合は、

	補助対象経費	これを切り捨てるものとする。	
		交通機関の種類	金額
		新幹線、特急利用あり	10,000円／月 (120,000円／年)
		新幹線、特急利用なし	5,000円／月 (60,000円／年)
	補助対象経路	補助金の対象経路は、渋川市内に所在する駅を出発点とし、東京都等の大学等に通学する経路とする。一会計年度内に複数回申請を行う場合において、その経路は必ずしも同一区間であることを要しない。ただし、その経路は、通学経路として通常利用すると考えられる合理的なものでなければならない。	
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、270万円です。限度額に達した時点で受付を終了します。	
交付 手続等	交付申請の方法、時期等	補助対象者であって補助対象期間の条件を満たし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年3月31日までに渋川市定住促進県外通学学生応援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。 （1） 申請者の住民票 （2） 申請者の学生証の写し又は在学証明書 （3） 申請しようとする通学定期券の利用期間等が記載された通学定期券の写し （4） その他市長が必要と認める書類 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。	
	交付決定の方法、時期等	市長は、申請者から上記の規定による申請があった場合は、申請のあった日から14日以内に、その申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、渋川市定住促進県外通学学生応援事業補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知します。	
	請求の方法、	補助金の交付の決定を受けた人は速やかに渋川市定住促進県外通学学生応援事業補助金交付請求書（様式第3	

支払時期等	号) に渋川市定住促進県外通学学生応援事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)の写しを添えて請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還	次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他の不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 渋川市定住促進県外通学学生応援事業補助金交付要綱の定めに違反したとき。 (3) その他市長が補助金を取り消すべき事由があると認めたとき。 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額
申請書等の様式	渋川市定住促進県外通学学生応援事業補助金交付申請書(様式第1号) 渋川市定住促進県外通学学生応援事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号) 渋川市定住促進県外通学学生応援事業補助金交付請求書(様式第3号) 渋川市定住促進県外通学学生応援事業補助金交付決定取消し通知書(様式第4号) 渋川市定住促進県外通学学生応援事業補助金返還命令書(様式第5号)
その他	補助対象者は、申請に関する書類を備え付け、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所市民協働推進課(本庁舎) 電話 0279-22-2401(直通) 0279-22-2111(内線2182) メールアドレス iju@city.shibukawa.gunma.jp